

調査結果の取り扱いについて

調査結果の取扱について

【論点例】

- ① 原因を究明し、再発防止を図るという調査の目的に照らして、その調査結果の取扱についてはどのように考えるか。
事故が発生した医療機関に設けられた組織による調査結果と第三者機関による調査結果の、それぞれについてどのように考えるか。
- ② 患者・遺族への説明についてどのように考えるか。
- ③ 調査の報告について、訴訟等に使用される可能性についてどのように考えるか。

【参考：関係団体等から出されている意見の中で、調査結果の取扱いに関するもの】

1 事故が発生した医療機関に設けられた組織による調査結果について

- 患者家族に説明
- 医療側は、調査結果を基に受療側へ説明し、見解を聞き、修正や追加調査を行う。内容に合意が得られ、医療側のミスが絡む場合には、賠償や謝罪の基準として使用する。受療側は、他の人の意見や弁護士との相談に使用し、受け入れるかどうかを判断する。
- 地方委員会（地方の第三者機関）へ提出
- 委員会（第三者機関）に開示されるべき。委員会（第三者機関）によりこういう注意をしていれば、結果が生じなかったであろうと後で原因説明がなされたからと行って業務上過失致死が認定されるわけではない。当然果たすべき注意をしていれば、結果は100%回避できたという場合でないと過失責任は認定されないと考えられるので、調査結果の開示を恐れてはならない。

2 第三者機関が行った調査結果について

- 第三者機関の調査結果は、当該医療機関・患者家族・医師会へ通知。
- 患者遺族と医療機関へ説明する。
- 行政に報告する。
- 医学的調査の結果は、患者遺族・医療機関に報告する。
- 調査報告書は、患者側・医療機関双方に口頭で説明し報告する。患者側より報告を拒否する要望があれば患者側への報告は行わない。しかし、患者側の気持ちに変化し「調査内容を知りたい」との申し出があった場合は、報告書を発行する（年数を限定してもよい）。
- 医療安全、質の向上、再発防止のため内容を公表すべき。ただし、公表する場合には、個人が特定される情報は差し控えたサマリーにしてはどうか。また、公表は国レベルで一本化し、各地方第三者機関から提出するという方法が望ましい。

- 委員会（第三者機関）の調査資料・結果は真相の客観的解明を任務としており、患者遺族、その他の利害関係者に開示されるべきであるが、第三者を危うくするような情報についての開示は控えられるべきで、その裁量権を一定の範囲で委員会（第三者機関）に認めても良いのではないか。
- 事例の公開も再発防止には必要だが、その場合は具体的な機関名を公表する実務までは踏み込むべきではない。責任追及ではないので、機関名の公開がなくても実効性に問題がない。